



宮 崎 県 公 報

令和5年1月19日(木曜日) 第374号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定(") 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更(") 1	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止(") 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の休止(") 2	
○保安林の指定予定(自然環境課) 2	

○家畜伝染病発生の届出(家畜防疫対策課) 2
○道路の区域の変更(道路保全課) 2
○道路の供用の開始(") 2
○港湾法に基づく監督処分(港湾課) 3
○宅地建物取引業法による公開聴聞(建築住宅課) 3

公 告

○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定(4件)(農村整備課) 3
○開発行為に関する工事の完了(建築住宅課) 4

海区漁業調整委員会指示

○漁業法に基づく指示(3件) 4

告 示

宮崎県告示第48号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
山下歯科医院	日向市本町4-2	令和4年7月22日
医療法人社団鮫島歯科医院	日向市原町4丁目5番11号	令和4年10月25日
川越薬局	日南市大堂津4丁目8番4号	令和4年11月30日

宮崎県告示第49号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
山下歯科医院	日向市本町4-2	令和4年7月23日
医療法人社団鮫島歯科医院	日向市永江町3丁目72番地	令和4年10月26日
訪問看護ステーションいちご	都城市祝吉3丁目12-6-1	令和4年12月16日

宮崎県告示第50号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(第55条第2項において準用する同法第50条の2)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年1月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称

名 称	所 在 地
ほりファミリークリニック	小林市細野 436-10

2 届出事項

名 称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
堀胃腸科外科医院	ほりファミリークリニック	令和4年12月1日

宮崎県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 1 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
プレイン株式会社	宮崎市吉村町北原甲1405番地 3	川越薬局	日南市大堂津 4 丁目 8 番 4 号	令和 4 年 11月30日

宮崎県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 5 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 5 年 1 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	都城市松元町 4 街区 17 号	都城市社会福祉協議会 山之口指定通所介護事業所	都城市山之口町花木 26 67 番地 2	令和 4 年 12月31日

宮崎県告示第53号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和 5 年 1 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方古ノ塚5997、5998
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第54号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第13条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 5 年 1 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	羽数	発生場所	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	約10万羽	川南町	令和 5 年 1月10日

宮崎県告示第55号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 5 年 1 月 19 日から同年 2 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字常光寺坂1609番 4 地先から同郡同町同大字同字1609番 5 地先まで	旧	16.4～24.4	127.0
				新	16.4～28.6	

宮崎県告示第56号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 5 年 1 月 19 日から同年 2 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 月 19 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字常 光寺坂1609 番4地先か ら同郡同町 同大字同字 1609番5地 先まで	令和5年1月19日

宮崎県告示第57号

港湾法（昭和25年法律第 218号。以下「法」という。）第37条の11第1項の規定に違反して次の物件を放置等した者は、令和5年2月2日までに当該物件を撤去しなければならない。

なお、同日までに当該措置を行わないときは、法第56条の4第2項の規定により、港湾管理者の命じた者又は委任した者が当該措置を行う。

令和5年1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

種類	内 容	放置されている場所
船舶	船舶番号： 290－ 27105 船名： M E I J I	宮崎市港東1丁目1 番2（宮崎港東地区 ）

宮崎県告示第58号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第66条第1項の規定による行政処分について、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項及び宅地建物取引業法第69条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和5年1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 日時 令和5年2月10日 午前10時
- 場所 宮崎市橘通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎7階県土整備部会議室
- 被聴聞者
 - 商号又は名称 有限会社フタバハウジング
 - 代表者氏名 阪本 恵子
 - 主たる事務所の所在地 宮崎市大字長嶺 613番地1
 - 免許証番号 宮崎県知事（7）第3805号
 - 免許年月日 平成30年8月6日

なお、行政手続法第17条第1項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則（平成6年宮崎県規則第41号）第4条第1項の規定により、聴聞の期日の5日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない。

公

告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、出之山土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和5年1月19日から令和5年2月16日まで
- 縦覧場所
小林市役所

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、宝光院土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和5年1月19日から令和5年2月16日まで
- 縦覧場所
小林市役所

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、市谷土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書
- 縦覧期間
令和5年1月19日から令和5年2月16日まで
- 縦覧場所
小林市役所

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、平川土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和5年1月19日から令和5年2月16日まで

3 縦覧場所

小林市役所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和5年1月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
東臼杵郡門川町大字加草字深迫 584番 1 外58筆	延岡市東本小路 4 番地 3 さくらビル 3 F 株式会社サンライフホーム

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 138号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項の規定により、宮崎海区における浮魚礁の利用について、次のとおり指示する。

令和5年1月19日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

- 1 この指示において「浮魚礁」とは、以下のものをいう。

浮魚礁名称	設置者	航路標識名称
うみさち 1 号	宮崎県	油津港東沖浮魚礁施設灯
うみさち 2 号	宮崎県	川南港東沖浮魚礁施設灯
うみさち 4 号	宮崎県	宮崎港東沖浮魚礁施設灯
うみさち 5 号	宮崎県	都井岬南東沖浮魚礁施設灯
うみさち 6 号	宮崎県	門川港東沖浮魚礁施設灯
うみさち 7 号	宮崎県	都井岬南沖浮魚礁施設灯
日向灘 GPS 波浪計	国土交通省	日向灘波浪観測灯浮標

（利用の承認）

- 2 浮魚礁の礁体から半径 1 海里以内の水域で漁業を営もうとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

（承認の制限又は条件）

- 3 委員会は、漁業調整のため必要があるときは、前項の承認をするにあたり、当該承認に制限又は条件を付けることがある。

（承認の取消）

- 4 委員会は、前項により付された制限又は条件に違反した場合等漁業調整のために必要があるときは、承認を取消することができる。

宮崎海区漁業調整委員会指示第 139号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項の規定により、当委員会が行った次に掲げる指示は、令和5年1月19日をもって廃止する。

令和5年1月19日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

- 1 浮魚礁の利用に関する委員会指示（平成12年3月6日付け宮漁調委指示第61号）
- 2 浮魚礁の利用に関する委員会指示（平成13年3月30日付け宮漁調委指示第63号）
- 3 浮魚礁の利用に関する委員会指示（平成14年6月6日付け宮漁調委指示第66号）
- 4 浮魚礁の利用に関する委員会指示（平成16年3月4日付け宮漁調委指示第71号）
- 5 浮魚礁の利用に関する委員会指示（平成17年3月22日付け宮漁調委指示第72号）
- 6 浮魚礁の利用に関する委員会指示（平成26年2月13日付け宮漁調委指示第 105号）

宮崎海区漁業調整委員会指示第 140号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項の規定により、かさごの採捕について、次のとおり指示する。

令和5年1月19日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉 田 照 豊

宮崎県の地先海面においては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間、全長18センチメートル以下のかさごの採捕は禁止する。ただし、試験研究等を目的として宮崎海区漁業調整委員会が認めた場合は除く。